各都道府県旅行業事務担当官 殿

観光庁観光産業課

国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する 職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の改正等について

「国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令」(令和3年国土交通省令第68号。以下「統合省令」という。)においては、地方公共団体の職員が行う立入検査等(職員が立ち入って検査・調査等を行うものをいう。以下同じ。)の際に携帯する身分証明書を対象に、立入検査等の根拠規定ごとに定められている個別の様式ではなく、特例として統合省令に定める様式(以下「統合様式」という。)を使用することを可能にしていたところです。

今般、国土交通省の職員が行う立入検査等の規定についても統合省令の対象に追加するとともに、あわせて、地方公共団体の職員が実施する立入検査の根拠法律のうち、 一部の対象規定を追加しておりますので、下記のとおり趣旨等をお知らせいたします。

記

1 趣旨

国の法令に基づく立入検査等の際に地方公共団体の職員が携帯する身分証明書については、立入検査の根拠規定ごとに異なる様式が定められている場合が多かったことから、発行事務の負担軽減のため、令和3年に各府省において様式の統合を行うための法令整備が行われました。

国土交通省においても、統合省令を制定し、地方公共団体の職員が行う立入検査等 については同省令に定める身分証明書の様式を使用することを可能としていたとこ ろです。

今般、国土交通省において統合省令の改正を行ったところ、旅行業法(昭和27年 法律第239号)第70条第3項の規定についても、統合省令の対象となっております ので、統合様式の使用をご検討ください。(旅行業法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)第22号様式についても引き続き使用することができます。)

2. 施行日(改正日) 令和6年4月1日

3 統合様式の運用方法

統合様式の運用方法につきましては、法令の規定に基づく立入検査等に係る身分証明書の統合について(内閣官房行政改革推進本部事務局令和3年10月22日付事務連絡)の記載のとおりですが、今般の改正により、「都道府県知事」と記載してあった部分を「発行者」として変更しております。発行者の文字は編集して発行者である都道府県知事名を印字いただくようによろしくお願いします。

4 その他

今般の改正において、統合省令の名称を「国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令」から「国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令」に変更するとともに、旅行業法施行規則第第22号様式を修正し、同様式を第20号様式に繰り上げておりますので発行の際はご注意ください。

〇法令の規定に基づく立入検査等に係る身分証明書の統合について (内閣官房行政改革推進本部事務局令和3年10月22日付事務連絡)(抄)

2 統合様式の記載内容等

- ・統合様式中第1面には、発行された身分証明書を識別するための発行番号並びに立入検 査等をする権限を有する職員の職名、氏名及び生年月日を記載し、当該職員の顔写真を 貼付するとともに、身分証明書の交付日及び有効期限を記載し、発行者が押印するもの とします。
- ・有効期限については、各地方公共団体において設定するものとします。
- ・統合様式中第2面の「法令の条項」の欄には、立入検査等の根拠となる法律の条項及び 立入検査等の根拠となる条例の条項のうち統合の対象とするものを選択して記載するこ ととします。「該当の有無」の欄については、「法令の条項」の欄に記載のある各条項に ついて、身分証明書の発行を受ける職員が立入検査等の職権を有するものには「〇」 を、有しないものには「一」を記載することとします(当該地方公共団体又は各部局等 が所管する全ての法令の条項を列記した上で職員ごとに権限の有無を示す「〇」又は 「一」を「該当の有無」の欄に記載するほかに、当該職員が立入検査等の権限を有する 法令の条項のみを列記した上で全ての「該当の有無」の欄に「〇」印を記載することと しても差し支えありません。)。同一法令中に立入検査等に係る複数の条項があり、当該 職員の権限がそのうちの一部の規定に基づく立入検査等に限定されている場合には、権 限を有する範囲が明らかとなるよう当該法令中の対象条項を特定して記載することとし ます。
- ・統合様式に基づく身分証明書は用紙1枚で作成することとします。地方公共団体等ごとに列挙する法令の条項の数が大きく異なると考えられることから、用紙及び貼付する写真のサイズは各地方公共団体等において設定できるとともに、第2面については、表面に記載するほか、備考4のとおり、全部又は一部を裏面に記載することができることとします。また、身分証明書の記載は印字することとし(手書きはしないこと)、修正しないこととします。